第2回審査基準専門委員会WGにおける審議事項について

2014 年 9 月 28 日 名古屋大学 鈴木將文

所用のため第 2 回 WG に欠席することから、当日の審議事項についての意見を予め提出いたします。

- 1.「不特許事由」、「特許権の存続期間の延長」及び「生物関連発明」に係る審査基準の新設又は改訂については、事務局の提案に特段の異議はありません。
- 2. 発明の新規性喪失の例外規定の審査基準の新設に関し、新設することに賛成します。 新たに審査基準に盛り込む内容について、特許法 30 条の規定の文言から一義的に明ら かでないものの、制度の基本的な枠組みに関わる重要な事項は、基準に書き込むことが 適切と考えます。例えば、特許出願の前に特許を受ける権利が移転した場合の、同規定 の適用関係(現行の「出願人の手引き」の「3.4」の記述の前提となっている考え方) は、新設する基準に明記することが適切と考えます。

以上